

平成20年2月

滋賀県議会定例会議案

(その3)

目 次

議第84号 診療報酬の算定方法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例案.....	頁 1
--	--------

議第84号

診療報酬の算定方法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

診療報酬の算定方法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第1条 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）に基づく」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法に係る」に改め、「第4項」を削り、「診療報酬の算定方法別表第1医科診療報酬点数表」を「当該算定方法」に改め、同表第2項中「第5項」を「第4項」に改める。

(滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表診療所の項中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法」に改める。

(滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例（昭和59年滋賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表診療所の項中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法」に改める。

(滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のよう

に改正する。

第6条第1項中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）および入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法ならびに健康保険法第85条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準」に改める。

別表第2使用料の表長期入院料の項を次のように改める。

長期入院（健康保険法第63条第2項第4号および高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号の選定療養として厚生労働大臣が定める入院期間が180日を超えた日以後の入院およびその療養に伴う世話その他の看護をいう。以下同じ。）	1日につき	長期入院について厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じた点数につき1点を10円として算出した額に当該額に100分の5を超えない範囲内において病院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額
--	--------------	--

別表第2中注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とする。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。